

医薬品マスターの改定について

今般、平成 2 6 年度診療報酬改定に伴う薬価基準改定により、下記のとおり医薬品マスターを改定したのでお知らせします。

記

1 収載医薬品

総 数	2 0 , 2 7 8 コード
内 用 薬	1 2 , 6 8 9 コード
注 射 薬	4 , 6 3 4 コード
外 用 薬	2 , 9 2 4 コード
歯 科 用 薬 剤	2 5 コード
レセプト電算処理システム 計算専用コード	6 コード

上記収載医薬品のうち、経過措置年月日を「20140930」に設定した医薬品コード。( 2 6 1 コード )

上記収載医薬品のうち、経過措置年月日を「20150331」に設定した医薬品コード。( 1 5 3 コード )

医薬品マスターに新規収載した医薬品コード。( 2 3 7 コード )

医薬品マスターから廃止することとした医薬品コード。( 6 9 0 コード )

2 廃止医薬品コード

別添の医薬品は、局方品と同一名称・同一薬価に改定されたため、医薬品マスターから廃止しました。

なお、平成 2 6 年 4 月診療分以降の請求に当たっては、局方品の医薬品コードによって請求することとなります。

3 後発医薬品フラグ

本日の公表において「項番 1 7 : 後発品」は、新規収載した医薬品については全て「 0 : 後発品以外」とし、他の医薬品については平成 2 4 年度薬価基準改定時の情報となっております。

医薬品マスター(平成 2 6 年 4 月改定版)への収載につきましては、改めて公表する予定です。

#### 4 歯科システム請求専用コード

歯科システムにおいて、薬剤使用量の省略を可能とする当該専用コードの医薬品マスター（平成26年4月改定版）への収載につきましては、改めて公表する予定です。